

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>行政訴訟へのアクセス、利便性と、同一の争点について全国各地で訴訟提起された場合などの影響との観点から、総合的に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (3) 出訴期間等の教示		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>教示すべき内容を明文で具体的に規定する、教示が誤っていた場合の治癒の方法を規定するなどの手当てを検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>処分又は裁決の理由を明らかにするために行政処分等の資料を提出するに際しては、行政処分関係の資料の中には、その内容が公務員の守秘義務に係るもの等、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものなども含まれ得ることに留意しつつ、提出資料の範囲について検討する必要があるのではないか。民事訴訟においても、文書提出命令の提出義務の除外規定（民事訴訟法220条4号ロなど）等により一定の配慮が講じられているところであり、これらとの整合性が考慮される必要があると考えられる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>権利、利益を侵害された者の実効的な救済と円滑な行政の遂行等との観点から、総合的に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1) 行政の作為の給付(義務付け)を求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>権利、利益を侵害された者の実効的な救済と円滑な行政の遂行等との観点から、行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えの在り方につき、総合的かつ詳細に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2) 行政の行為の差止めを求める訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>権利、利益を侵害された者の実効的な救済と円滑な行政の遂行等との観点から、行政の行為の差止めを求める訴えの在り方につき、総合的にかつ詳細に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (3) 確認の訴え		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>権利、利益を侵害された者の実効的な救済と円滑な行政の遂行等との観点から、確認の訴えの在り方につき、総合的にかつ詳細に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>取消訴訟制度による権利救済と法律関係の安定性との観点から、総合的に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>当該行政決定について違法判断がなされたとしても、必要な是正措置が一義的に導かれるものでもなく、特に、専門性・特殊性の高い分野について、司法部門による判断の在り方を詳細かつ十分に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (4) 取消訴訟の排他性の拡大解釈の防止		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>排他性に関する一般的な規定を創設することの適否について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>取消訴訟制度による権利救済と法律関係の安定性との観点から、総合的に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1) 原告適格の拡大		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除について、原告適格の規定と併せ、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>設計されるべき制度の在り方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (1) 主張・立証責任を行政に負担させること		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>民事訴訟制度における立証・主張責任の分配との整合性を勘案しつつ、講ずべき制度について、詳細かつ十分に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (2) 処分の理由等の変更の制限		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>権利、利益を侵害された者の実効的な救済と、円滑な行政の遂行等との観点から、制度の在り方について、総合的に検討する必要があるのではないか。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>裁量審査の基準の考え方について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>弁護士報酬の敗訴者負担の取扱について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			

		省庁名等	金融庁
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (2) 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設		
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>納税者訴訟の創設について、検討会において種々ご議論があるところであり、現段階では、所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度について、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>現段階では、具体的に指摘することは難しいと思われる。</p>			